

行政書士 奈良



2020年10月 No.144



連載 ユキマサなら散歩〈前編〉

目次

行政書士 奈良
2020年（令和2年）
10月号



ユキマサくん
行政書士会の公式マスコット
キャラクター

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 当会の取り組みについて	1
無料電話相談	2・3
黄綬褒章受章記念式典	4
総務大臣表彰	4
宇陀市長表敬訪問	5
定時総会報告	6
新規登録会員研修実施のご報告	7
トピック 補助金申請システム（J グランツ）	8
法改正・手続変更の情報	10
会員の動き	12
ユキマサなら散歩〈後編〉	15
編集後記	

《連載》ユキマサなら散歩
〽南都八景より雲居坂、轟橋〽
〈前編〉



奈良の名所を表す言葉として、「南都八景」というものがあります。今回はその南都八景、特に雲居坂と轟橋についてご紹介したいと思います。

八景というのは、中国の伝統的な山水画の画題である「瀟湘八景」に由来する、風景評価の様式の一つです。北宋時代に宋迪が湖南長沙に赴任したとき、風光明媚な景色を瀟湘八景図として詩文とともに山水画にしたもので、のちにこの画題が流行し、鎌倉時代から室町時代にかけて日本にももたらされました。

南都八景は、室町時代の京都相国寺鹿苑院蔭涼軒主の日記である「蔭涼軒日録」の寛正6年（1456）9月26日条に、禅僧季瓊真葉が足利義政の春日参詣に随行した際の記録として登場し、「南都有八景、東大寺鐘、春日埜鹿、南円堂藤、猿沢池月、佐保河蜃、雲居坂雨、轟橋旅人、三笠山雪」という一説が有名です。後世にはそれぞれの景色を描いた絵画に和歌が配されて広まり、絵図にも数多く残されています。

東大寺の鐘、春日野の鹿、南円堂の藤、猿沢池の月、佐保川のホタル、雲居坂の雨、轟橋の旅人、三笠山の雪、奈良に住んでいるとなんとなく想像できるものがあります。しかし、雲居坂雨、轟橋旅人については、雨と旅人はわかるものの、雲居坂（雲井坂）や轟橋というものについては聞きなれず、どこにあるのかわからないという方も多いかと思います。あの辺りにそんな場所があったのかと思い調べてみると、それぞれ現在の奈良県庁や県警本部より木津横田線を挟んですぐ東側の「みどり池園地」の中にその跡が残されていました。



新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 当会の取り組みについて

平素は奈良県行政書士会の諸活動に多大なるご協力並びにご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス」）によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔み申し上げますとともに、罹患された方々には心よりお見舞い申し上げます

さて、奈良県行政書士会では、新型コロナウイルス拡大に伴い令和2年4月16日付で全国一斉に緊急事態宣言が出されたことを受け、4月22日付で『奈良県行政書士会新型コロナウイルス対応緊急対策本部』（以下「対策本部」）を立ち上げました。対策本部では、日本行政書士会連合会から要請のあった①新型コロナウイルスに対応した無料電話相談窓口の開設②自治体や各種団体への支援を主に、組織を横断的に取りまとめ迅速に対策を講じ、活動を実施して参りました。

新型コロナウイルスに対応した無料電話相談窓口の開設については、4月28日より事務局を受付窓口として相談対応を実施し、7月末までに延べ32件の相談を受けてきました。相談内容は主に中小企業や個人事業主様からの持続化給付金の問い合わせや、生活困窮に伴う融資制度のご紹介で、対策本部では政府や奈良県、各地方公共団体から発出される様々な支援策の情報を一元管理し対応をして参りました。

自治体支援については、協定先の地方自治体を含め様々な自治体や関係団体より依頼を受け、無料相談窓口へのホームページによる告知や個別対応などを実施して参りました。

上記の取り組みについては、奈良新聞やテレビ報道でも取り上げられ、奈良県行政書士会として「より県民や中小企業に寄り添う街の法律家」として認知度の向上にも寄与できたのではと思っています。

今後も新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、奈良県行政書士会として県民や中小企業の皆様のニーズに合った対策に寄与していきたいと考えていますので、会員各位におかれましてもどうかご協力の程お願い申し上げます。

末尾になりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の防止にご尽力されている医療関係者をはじめとした多くの皆さまに心から感謝申し上げますとともに、奈良県行政書士会におきましても感染拡大の早期収束を強く願っております。

奈良県行政書士会新型コロナウイルス対応緊急対策本部

本部長 遠山 健太郎

4月22日、当会において「新型コロナウイルス感染症対応緊急対策本部」が設置されたことに伴い、中嶋会長よりメッセージが発表されました。

- 政府や自治体から発表される様々な施策を一元管理し、迅速にお伝えすること
 - 行政書士による新型コロナウイルス感染症対応のための無料電話相談窓口の設置
- などが発表され、対策本部のもと当会として全力でこの問題に取り組むことが伝えられました。



会長メッセージ

4月28日から無料電話相談窓口が開設され、新聞広告や当会ホームページで告知を行いました。7月28日までの3か月にわたり、県民や中小企業の皆様から寄せられる様々なご相談に対応いたしました。

同時に、県内自治体や関係団体の支援として、ホームページにて当会の無料電話相談の告知や個別対応などが実施されました。

当会の取り組みは、奈良新聞や奈良テレビ、NHKなどで取り上げていただきました。ご協力いただきました会員の方々、自治体・関係団体の方々に厚く御礼申し上げます。

 奈良県行政書士会

行政書士による

**新型コロナウイルス感染症対応のための
無料電話相談**

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により、県民の皆様、企業経営者の皆様の多くが影響を受けています。
奈良県行政書士会では、無料電話相談を実施し、様々な問題に直面されている皆様のお悩みに対応いたします。

資金繰り、補助金など事業面での悩み
生活支援、給付金等に関するご相談



行政書士が各種制度や支援策をご紹介します。

【開催期間】令和2年4月28日～7月30日
毎週火曜日・木曜日 ※祝日は除きます。

【受付時間】午前10時から午後3時まで（1人最大30分迄）

【相談方法】奈良県行政書士会事務局までお電話の上、「コロナ相談希望」とお伝えください。

事務局電話番号 **0742-95-5400**

事務局より担当行政書士の電話番号をお伝えしますので、その電話番号におかけの上、ご相談ください。

※状況により、相談時間等体制を変更する場合がございます。

主催：奈良県行政書士会 平630-8241 奈良県奈良市高天町 10-1 T.T.ビル3階

無料電話相談告知

そうだ、行政書士に相談しよう！



日本行政書士会連合会会長 常住 豊氏

コロナ禍で深刻な影響を受けた企業に対し、政府は「持続化給付金」や既存の優遇貸付制度などを活用した支援策を講じている。しかし、中小企業の中には手続きの仕方がよく分からないために申請が遅れているケースも多い。官公署に提出する書類や権利義務、事実証明に関する書類の作成などを代理する行政書士は、行政書士法で定められた国家資格者であり、持続化給付金の申請を業務として行う唯一の存在だ。申請のサポートなどについて、日本行政書士会連合会の常住豊会長に聞いた。

行政書士は身近な街の法律家 官公署への提出書類作成のプロ

——去年2月22日に行政書士制度は70周年を迎えますが、現在の行政書士の役割は、現在とどのくらい変わっていますか？
行政書士は、中小企業支援に精通する専門家として、2020年4月現在、4万8,839人の行政書士が日本全国で活躍しています。個人向けの業務では、遺言・相続、契約書、自動車登録、日本国領事館、農林漁業、内容証明、公正証書などの作成や手続き支援を行っています。法人向けでは外国人材受け入れ、会社

コロナ禍の影響から早期の事業回復を願う 持続化給付金の申請代行業務を推進

——今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的な影響が中小企業を直撃しています。様々な困難に直面されている企業に、この場を借りて心からお見舞い申し上げます。現在、国や地方自治体では、感染拡大の影響により危機的状況にある国民の皆さまへの生活支援、企業などへの事業支援に関する施策の拡充を進めています。私たちが行政書士に皆さまのお役に立てる存在です。行政書士法で定められた国家資格者である私たちが行政書士は、この持続化給付金の申請を業務として行っている。国家資格者として、官公署に提出する書類や権利義務、事実証明に関する書類の作成、申請などに関する専門知識や能力を備えている。行政書士が申請のサポートをさせていただきます。スリーズな行政事務、ひいては早期の給付にもつながるものと期待されています。これまで日本経済を支えて来られた事業者の皆さまが、早期に事業回復を果たされるよう、私たちが行政書士は皆さまに寄り添い、サポートさせていただきます。と思っています。

全国の行政書士会が無料電話相談窓口を開設 感染拡大にともなうあらゆる相談に対応

——持続化給付金の申請ではどのようなサポートをしていますか？
持続化給付金は中小企業庁への申請になりますが、申請者本人による電子申請が基本です。このため、パソコンを持っていない事業者は、遠方に暮らしてしまいます。また、パソコンはあっても添付書類の電子化の仕方が分からないといった、電子化するための複合機やマートンなどの機器がなかったり、使い方が分からないというケースもあります。そうした電子化関連だけではなく、確定申告や決算書類の中身の書類を添付するといった細かいサポートも必要です。また、行政書士は、申請も持続化給付金と同様に本人による電子申請が基本となります。——「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・一任確保給付金」などの支援制度は、はかばかに多数あり、東京都、感染拡大防止協力金、など地方自治体が独自に行っている支援制度もあります。行政書士は各自自治体独自の制度にも精通しています。現在、行政書士ではない民間事業者などが不法に申請業務を請け負って法外な報酬を請求するケースがあるようです。私たちが行政書士は制度趣旨に則り適正報酬で対応しています。全国の行政書士会では無料電話相談を受けておりますので、どのような支援制度を活用すべきかも含め、ぜひご相談ください。

令和3年2月22日
行政書士制度は
70周年を迎えます

広告

企画・制作：日本経済新聞社イベント・企画ユニット

「持続化給付金」「家賃支援給付金」「GoToキャンペーン」など コロナ関連支援策に関する申請等のご相談はお近くの行政書士へ

行政書士は「持続化給付金」「家賃支援給付金」等の申請を業務として行う国家資格者です。



事業者・国民のための
〈新型コロナウイルス感染症対策〉
無料電話相談窓口
を開設しています。



全国の行政書士会はこちら▶



日本行政書士会連合会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス10F <https://www.gyosei.or.jp>

令和2年7月8日発行の日本経済新聞（全国版）朝刊にて、日本行政書士会連合会常住豊会長へのインタビューが掲載されました。

黄綬褒章受章記念式典

春の褒章が4月29日付で発令され、宇陀市で開業されておられる平櫛恵美子会員が、奈良県行政書士会初となる黄綬褒章を受章されました。それに伴う受章記念式典が、7月1日（水）、ホテル日航奈良で開催されました。

平櫛会員は、昭和58年に行政書士事務所を開業されて以来、会の内外において幅広い活動が続けておられ、本会においては理事、副会長を歴任され、現在も本会綱紀委員会委員長を務めておられます。黄綬褒章は、その道一筋に業務に精励し衆民の模範となる方を対象とするものであり、

平櫛会員の長年にわたるご活躍が認められたことは、ご本人はもとより、本会および行政書士全体にとって大きな名誉となるものです。

記念式典には日本行政書士会連合会の常住豊会長もご参加いただき、会長より褒章が伝達されました。ご受章の榮譽に輝かれましたことを心からお喜び申し上げます。



令和2年度 総務大臣表彰被表彰者

所属会	氏 名	
北海道	ひろ 廣	やす 保 博
岩手県	いま 今	よし 善 雄
長野県	たか 高	かつ 勝 男
長野県	わ だ 田	ひで 英 幸
新潟県	なか 中	がわ 川 すす 進
岐阜県	はやし 林	きよし 潔
福井県	おぎ 荻	はら 正 巳
福井県	つぼ 坪	かわ 貞 子
石川県	むか 向	い 井 隆 郎
滋賀県	まつ 松	だ 田 けん 健
奈良県	すえ 末	ひろ 廣 もと 元 孝
奈良県	なか 中	じま 嶋 あき 章 雄
和歌山県	にし 西	やま 山 えつ 悦 雄
徳島県	なか 中	がわ 川 まさ 正 彦
宮崎県	えの 榎	もと 本 よう 庸 子
宮崎県	て 手	づか 塚 とし 利 憲
宮崎県	つち 土	や 屋 よう 洋 二
宮崎県	はま 濱	だ 田 てつ 哲 郎



中嶋章雄会長



末廣元孝名誉会長

令和2年7月22日（水）、行政書士に対する総務大臣表彰が行われました。多年にわたり行政書士業務に精励し、行政書士制度の発展に貢献した者について総務大臣より表彰されるもので、今回は全国で18名の行政書士が被表彰者となることが発表されました。

その中で、奈良県行政書士会からは、中嶋章雄会長、末廣元孝名誉会長の2名が表彰されることとなりました。お二人とも、当会の会長を経験され、行政書士制度の発展に多大な貢献をしていらっしゃると思います。

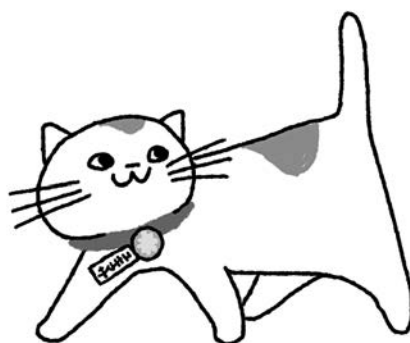
本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、表彰状授与式は開催されませんでした。が、ここにお二人の受賞を報告し、お祝いさせていただきます。このたびは栄えある受賞まことにありがとうございます。

行政書士に対する総務大臣表彰

宇陀市長表敬訪問

8月20日（木）、奈良県行政書士会より中嶋会長、遠山副会長、田中副会長、杉山受託業務管理部長が、7月に宇陀市新市長に就任された金剛一智様のもとに表敬訪問いたしました。

本会は、「宇陀市農林商工部商工業課におけるコロナ関連相談窓口への相談員派遣業務」を受託し、8月から当面の間、週3回の相談員配置を実施しております。市長様や農林商工部の方々と、新型コロナウイルス感染症対策や相談員派遣業務をはじめ、住民サービスや各種補助金、災害対応、今後の協力など、幅広い内容について意見交換をさせていただくことができました。



令和2年度 定時総会のご報告

令和2年5月13日（水）から5月29日（金）にかけて、令和2年度定時総会が開催されました。当初は通常通りの開催が予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大、それに伴う緊急事態宣言の発令の影響もあり、本会において「令和2年度定時総会の開催に係る臨時特例会則施行規則」が定められ、特例的な形式による開催となりました。

5月13日（水）議事の発信

5月13日（水）議長の推薦・就任受諾

5月13日（水）議事録署名人（5月8日選任）の就任受諾

5月13日（水）議事運営委員会申し合わせ事項の公開

5月20日（水）17：00質問書受付締め切り

5月25日（月）質問書及び質問への書面回答、本会ホームページにて公開

5月28日（木）17：00議決権行使書締め切り

5月29日（金）議決権行使書の確認、議決結果の確定、閉会

本年度の議長には吉田良子会員、副議長に林紫乃会員、議事録署名人に木田和宏会員、西口孝平会員が選出されました。5月29日（金）にはWEB形式で総会議事が実施され、以下の議案について議決権行使書の確認が行われました。

第1号議案「令和元年度事業報告の承認について」

第2号議案「令和元年度収支決算の承認について」

第3号議案「奈良県行政書士会会則の一部を改正する会則（案）について」

第4号議案「令和2年度事業計画（案）の承認について」

第5号議案「令和2年度収支予算（案）の承認について」

それぞれの議題につき、採決により議決権行使書を確認した結果、賛成多数で承認されました。

議長による総会議事の終了宣言がなされ、田中副会長による閉会の言葉で定時総会が終了しました。



新規登録会員研修実施のご報告

●実施日時：令和2年7月14日（火）13：00～17：00

●参加人数：20名 ●講義担当役員：4名（オリエンテーション含む）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本会主催の研修としては恐らく初めてとなるZOOMミーティングアプリを用いたリモート研修を実施致しました。改めて振り返りたいと思います。

まず、受講いただくための環境を皆様がお持ちであるかどうかを確認しないといけないと思いましたので、研修期日前に2日間の「環境テスト」を導入しました。ZOOMを使った研修に参加できるのかどうか、主催側も受講者側もある程度の不安は払拭できたのではないかと思います。PC等の機器環境・インターネット通信環境・基本的な使い方操作など、テスト中に皆様に確認し、研修当日のイメージをつかんでいただく事に注力しました。

次に、受講環境が整わない参加希望者への対応を考えました。「3密」を防ぐために極力ZOOMでの参加をお願いしつつ、主催側の判断により会議室での受講を認めたケースもありました。

研修当日は、想定外のトラブルなどは殆ど起こらず、おおむねスムーズに進める事ができたと思っています。ただし、主催側としては研修資料の使い方や見せ方などの点について、一部の参加者にうまく伝わりきっていないと感じる時がありました。

ZOOM操作をより熟知し、講師の皆様の負担軽減を図る必要があると感じています。

通常の来所型研修では定員の都合もあり、魅力的な内容の研修を企画しても参加いただける人数に上限がありますが、ZOOM形式の研修では、無制限にはいかないまでもより多くの参加を募る事ができます。環境があれば基本的に場所を問わず受けていただけるので、今後の情勢を見ながらにはなりますが、研修指導部をはじめ研修を担当する部においては積極的に活用いただけるのではないのでしょうか。

最後に、今年度もなるべく多くの研修機会を会員皆様にお届けできるよう、各部が知恵を絞っていますので、是非とも多くの研修にご参加いただきたいと思います。いろんなご意見等もいただけますと幸いです。どうぞよろしくお願い致します。

（研修指導部部長 松井 紀行）



補助金申請システム（J グランツ） jgrants

政府が公表した経済財政運営の指針「骨太の方針」の原案に、ポストコロナ時代を見据えての「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備～デジタルニューディール～として、次世代型行政サービスの強力な推進を図り、行政手続の抜本的なオンライン化、ワンストップ・ワンスオンリー化や申請書類縮減、電子申請等の手続の簡素化・迅速化等が盛り込まれています。

そうした中で、世界的にも、補助金申請を含め行政のデジタル化が進展していることも踏まえ、経済産業省では、公募から事業完了後の手続までをオンラインで完結可能な汎用的な補助金申請システム（J グランツ）を開発し、ワンストップ・ワンスオンリーによる補助金申請が可能となりつつあります。従来通りの郵送での申請も可能ですが、今後のデジタル化の流れの中で、このような補助金申請は電子申請に集約されていくと思われますので、ここはぜひとも押さえておきたいところです。

今まさに、コロナ禍の渦中でのコロナ関連の「小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉」（注）等は、この（J グランツ）で電子申請できるようになりました。（ただし、「持続化給付金」「家賃支援給付金」の申請にはこの「J グランツ」は利用できません。）

J グランツ概要

（経済産業省HPより引用）

2020年より ^{ジェイ・グランツ} 補助金申請 の手続きに、 電子申請システム「J グランツ」が導入されます！

「電子申請」とは、インターネットを利用して申請・届出をする方法で、いつでも・どこでも手続きができます。

また、電子申請により郵送が不要となるため、書面で行う申請に比べて、移動や郵送等のコストが掛からない、法人情報や過去の申請情報を自動転記することにより、入力の手間の削減（ワンスオンリー）、ログイン時の認証機能により、書類の押印が不要等のメリットがあります。ぜひ電子申請をご利用ください。

電子申請のメリット

- 24時間365日、自宅や職場など、いつでも・どこでも申請が可能です。
- 移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。
- 過去に申請した情報の入力や、書類の押印が不要になります。

対象の補助金

経済産業省の補助金では、**2019年度補正、2020年度当初予算で27補助金が対象**となります。他省庁、自治体の補助金も含めて随時拡大予定です。

（主な対象補助金）

中小企業生産性革命推進事業、JAPANブランド補助金、サービスサポイン補助金 等

※対象補助金の詳細は、経済産業省のホームページでご確認ください。

経済産業省におけるJグランツの利用対象補助金

2019年度補正予算（7補助金）

1	小規模事業者持続化補助金
2	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（※）
3	サービス等生産性向上IT導入支援事業（※）
4	事業承継補助金（※）
5	インバウンド需要による地域消費拡大推進事業
6	大企業人材等新規事業創造推進支援事業
7	アジアDX等新規事業創造支援事業

- ・ 2019年度補正予算における1～3の事業は、「中小企業生産性革命推進事業」の内数に含まれます。
- ・ （※）を付した補助金については、既存システムとJグランツとを組み合わせ利用。今後、Jグランツの機能拡充を通じて、Jグランツに統合予定。

2020年度当初予算（20補助金）

1	質の高いインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業
2	技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣）
3	質の高いエネルギーインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業費補助金
4	低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業費補助金
5	伝統的工芸品産業支援補助金
6	皮革産業振興対策事業
7	JAPANブランド育成支援等事業
8	商業・サービス競争力強化連携支援事業（新連携支援事業）
9	産油国石油精製技術等対策事業費補助金
10	石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業（構造改善推進事業）
11	原子力の安全性向上に資する技術開発費補助金
12	社会的要請に応える革新的な原子力技術開発支援事業
13	原子力産業基盤強化事業
14	産学融合拠点創出事業
15	ヘルスケアサービス社会実装事業
16	地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業
17	省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（※）
18	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金（※）
19	技術協力活用型・新興国市場開拓事業（社会課題解決型国際共同開発事業）
20	商店街活性化・観光消費創出事業

（経済産業省HPより引用）

J グランツホームページ <https://jgrants.go.jp/>



（注）小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策（サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備）に取り組む小規模事業者等が、地域の商工会議所の助言等（任意）を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2／3または3／4を補助し、補助上限額は100万円です。

さらに、業種ごとのガイドラインに基づいた感染拡大防止の取組（事業再開枠）を行う場合は、定額補助・上限50万円を上乗せします。加えて、クラスター対策が特に必要と考えられる業種については、さらに上限を50万円上乗せが可能です。

※第4回申請締め切りは2020年10月2日（金）です。



法改正・手続変更の情報

行政書士業務を行うにあたり、法改正に関する情報収集は重要です。また、企業のコンサルティング業務を手がける行政書士にとって、クライアントへの情報提供は欠かせません。他士業との連携を図るためにも行政書士業務に直接関わらない法改正や手続の変更にもアンテナをはりましょう。

法改正情報

道路法等の一部を改正する法律

(国土交通省HPより抜粋)

●公布・施行日：令和2年5月27日（法の公布・一部施行の日と同日）

※法の規定のうち、自動運行補助施設、特定車両停留施設、歩行者利便増進道路及び自動車駐車場等運営事業に係るものについては法の公布の日から起算して6月を超えない範囲内、限度超過車両の通行可能経路の確認制度等に係るものについては2年を超えない範囲内で、政令で定める日から施行します。

●改正の概要

大型車両の通行に係る手続の合理化、特定車両停留施設及び自動運行補助施設の道路の附属物への追加、歩行者利便増進道路の指定制度の創設等の措置を講ずるとともに、頻発化する自然災害への対応を強化するため、地方公共団体が管理する道路の災害復旧等の国土交通大臣による権限代行制度の拡充の措置を講ずることを目的として

1. 物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設

特殊車両のうち国土交通大臣による登録を受けたものを通行させようとする者は、国土交通大臣による確認を求め、回答を受けた通行経路に従って通行する場合、許可を受けることなく通行できること等を規定

2. 民間と連携した新たな交通結節点づくりの推進

交通混雑の緩和や物流の円滑化のため、バス、タクシー、トラック等事業者専用の停留施設を道路附属物として位置付けること、当該施設の運営についてはコンセッション（公共施設等運営権）制度を活用することができること等を規定

3. 地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築

賑わいのある道路空間を構築するための道路を歩行者利便増進道路として指定し、当該道路では、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間の構築を可能とすること、無電柱化に対する国と地方公共団体による無利子貸付けを可能とすること等を規定

4. 自動運転を補助する施設の道路空間への整備

自動運転車の運行を補助する施設を道路附属物・占用物件として位置付けること、当施設の整備に対する国と地方公共団体による無利子貸付けを可能とすること等を規定

5. 国による地方管理道路の災害復旧等を代行できる制度の拡充

災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請に基づき、国土交通大臣が道路啓開・災害復旧を代行できる道路の対象を拡大すること等を規定



https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001283.html

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律

(個人情報保護委員会HPより抜粋)

- 公布：令和2年6月12日
- 施行：一部を除き、公布後2年以内
- 改正の概要

平成27年改正個人情報保護法に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定（附則第12条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施し、自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、今般、個人情報保護法の改正を行い、以下の措置を講ずることになりました。

1. 個人の権利の在り方

- ・利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する。
- ・保有個人データの開示方法（※）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
（※）現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。
- ・個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- ・6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- ・オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。
（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- ・漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（※）に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
（※）一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。
- ・違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- ・認定団体制度について、現行制度（※）に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。
（※）現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野（部門）を対象とする。

4. データ利活用に関する施策の在り方

- ・イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- ・提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

5. ペナルティの在り方

- ・委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
（※）命令違反：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金→1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
虚偽報告等：30万円以下の罰金→50万円以下の罰金
- ・データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）
（※）個人と同額の罰金（50万円又は30万円以下の罰金）→1億円以下の罰金

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- ・日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- ・外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

※その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置（漏えい等報告、法定刑の引上げ等）を講ずる。



<https://www.ppc.go.jp/news/press/2020/200612/>

新規登録会員さん! いらっしゃい!!



①登録年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号

當 麻 一 興 とうま かずおき



- ① 2020年4月2日
- ② 635-0014
大和高田市三和町2番45号
- ③ 行政書士オフィス・いっこう
- ④ 0745-25-0012

村 上 正 剛 むらかみ まさたけ



- ① 2020年4月2日
- ② 636-0131
生駒郡斑鳩町服部2丁目2番12号
- ③ 行政書士 村上総合法務事務所
- ④ 080-3132-6860

園 田 秀 章 そのだ ひであき



- ① 2020年5月1日
- ② 635-0831
北葛城郡広陵町馬見北八丁目8番7号
ウェルズ21真美ヶ丘101号
- ③ 行政書士 園田事務所
- ④ 0745-55-0620

西 山 紘 史 にしやま ひろふみ



- ① 2020年5月1日
- ② 634-0073
橿原市縄手町268番地
- ③ 西山行政書士事務所
- ④ 0744-23-5596

稲 葉 竜 義 いなば たつよし



- ① 2020年5月1日
- ② 630-0212
生駒市辻町395番地1
奥田ビル3階
- ③ すみれ行政書士法務事務所 稲葉
- ④ 0743-85-6058

小 林 明 弘 こばやし あきひろ



- ① 2020年5月1日
- ② 639-1008
大和郡山市城の台町11番地3
- ③ 小林行政書士事務所
- ④ 0743-53-0287

西 口 尚 吾 にしぐち しょうご



- ① 2020年5月15日
- ② 631-0061
奈良市三碓2丁目2-13
- ③ 行政書士ワイズ法務事務所 西口
- ④ 0742-45-5006

小 尾 七緒美 こお なおみ



- ① 2020年5月15日
- ② 631-0061
奈良市三碓2丁目2-13
- ③ 行政書士ワイズ法務事務所
- ④ 0742-45-5006

青 木 久 之 あおき ひさゆき



- ① 2020年6月15日
- ② 639-0202
北葛城郡上牧町
桜ヶ丘2丁目12番地6
- ③ 行政書士 さくら事務所
- ④ 0745-31-1743

坂 元 幸 成 さかもと ゆきなり



- ① 2020年7月1日
- ② 631-0078
奈良市富雄元町二丁目3番29-1号
上田ビル2階205号室
- ③ 行政書士 ぶらり事務所
- ④ 050-1001-2231

田 中 啓 之 たなか ひろゆき



- ① 2020年7月1日
- ② 631-0078
奈良市富雄元町2丁目3-29-1
上田ビル205号室
- ③ 行政書士 広鹿事務所
- ④ 050-1001-2231

古 尾 裕 美 ふるお ひろみ



- ① 2020年7月15日
- ② 639-1107
大和郡山市若槻町30番地8
- ③ 行政書士古尾登録事務所
- ④ 0743-54-2357

高以来 宏 起 たかいら ひろおき



- ① 2020年8月1日
- ② 631-0011
奈良市押熊町2123番地の66
- ③ 行政書士 高以来国際法務事務所
- ④ 090-3824-6001

植 田 朋 子 うえだ ともこ



- ① 2020年8月15日
- ② 634-0845
橿原市中曾司町133番地の3
- ③ ますが行政書士事務所
- ④ 070-1241-9956

吉 川 壽 一 よしかわ ひさかず



- ① 2020年8月15日
- ② 632-0201
宇陀市室生下笠間250番地
- ③ 行政書士 吉川壽一事務所
- ④ 0745-92-3748

山 本 康 貴 やまもと やすたか



- ① 2020年8月15日
- ② 634-0006
橿原市新賀町200番地の5
古市第二ビル2階
- ③ 山本康貴行政書士事務所
- ④ 0744-22-9520

★会員の動き★

変 更

変更年月日	変更事項	氏 名	内 容
2020年4月15日	事務所の電話	大 西 博	080-9123-7014
2020年6月15日	事務所の所在地 事務所の電話	岡 崎 仁	〒630-8238 奈良市高天市町11番地1 高天飯田ビル5階 0742-22-3288
2020年6月30日	事務所の所在地 事務所の電話	藏之上 邦 男	〒630-8301 奈良市高畑町30番地の3 0742-55-1898
2020年7月31日	事務所の所在地 事務所の電話	嶋 内 哲	〒631-0004 奈良市登美ヶ丘五丁目10番6号 090-1536-8298
2020年7月31日	事務所の所在地	池 永 輪香子	〒630-8224 奈良市角振町26番地 いせやビル406号
2020年8月14日	事務所の所在地 事務所の名称	山 本 秀 樹	〒630-8102 奈良市般若寺町164-7 レインボーマンション般若寺101号室 綜合法務行政書士事務所 未来計画 山本行政書士事務所
2020年8月14日	事務所の所在地	長 森 和 奈	〒631-0078 奈良市富雄元町一丁目22番12-310号
2020年8月14日	事務所の所在地	山之内 清 孝	〒630-8357 奈良市杉ヶ町14-1 第1西田ビル204
2020年8月31日	事務所の所在地 事務所の電話 事務所の名称	中 尾 二 郎	〒639-0226 香芝市五位堂3丁目602番地1 エムエフビル105号室 0745-49-0163 行政書士法人LSRコンサルティング 奈良中南和オフィス
2020年8月31日	事務所の電話	北 村 善 明	0745-78-5470

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 転 出 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

転出年月日	転 出 先	氏 名	内 容
2020年7月1日	東京会転出	稲 富 裕 子	〒160-0023 東京都新宿区西新宿八丁目3番1号 西新宿 GF ビル3階 03-5776-2603 行政書士法人 LSR コンサルティング 東京オフィス
2020年8月1日	京都会転出	平 塚 由 嗣	〒611-0013 京都府宇治市菟道森本1番地の12 050-7119-7046 トライ行政書士事務所

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 退 会 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

退会年月日	氏 名	事務所所在地・事務所電話	事 由
2020年4月14日	小 西 善 治	〒636-0341 磯城郡田原本町大字薬王寺200番地の57 0744-33-6195	廃業
2020年4月30日	岡 本 勸	〒639-0225 香芝市瓦口2205 グランディールヤマナカ603号 0745-78-7335	廃業
2020年5月31日	谷 康 弘	〒631-0014 奈良市朝日町一丁目2番地の22 0742-87-1200	廃業

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ お亡くなりになった方 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

死亡年月日	氏 名	事務所所在地・事務所電話
2020年4月15日	谷 口 信 夫	〒639-2200 御所市755番地 0745-62-2265
2020年7月1日	島 田 正 芳	〒639-1062 生駒郡安堵町大字岡崎547 0743-57-2551



《編集後記》

猛暑の夏が過ぎ、朝晩はずいぶん涼しく過ごしやすい気候となりました。
新型コロナウイルス感染症は県内でもクラスターの発生が起こるなど、なかなか収束の見通しが立ちませんが、with コロナ状況下での生活や仕事を、多くの方が努力しておられます。我々行政書士も、皆様の生活や仕事のお力になれるよう、努力してまいりたいと思います。

広報部 佐藤 貴玲

奈良県行政書士会広報誌

「行政書士奈良」第144号

発行 令和2年10月1日発行

発行人 中嶋 章雄

発行所 奈良県行政書士会

〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1

(株) T.T.ビル3階

TEL 0742-95-5400

FAX 0742-26-6400

電子メールアドレス

gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス

<https://www.gyoseinara.or.jp/>

《連載》ユキマサなら散歩 〜南都八景より雲居坂、轟橋〜

《後編》



みどりい池園地は、みどりい池を中心に南北に広がる小さな園地です。天極堂さんのお店のあたりから南に向かい歩いていくと、押上町バス停そばに「雲井坂」の石碑があります。ここは、かつては奈良坂越え（般若寺越え）京街道として交通の要衝だったところであり、いまでこそ緩やかな坂道ですが、当時は荷車を押して上らねばならないほどの険しい坂道だったといわれています。

さらに少し南にはみどりい池があり、そばに轟橋の石碑が見られます。かつて、吉城川からみどりい池に水が流れ込み、そこから流れ出ている小川に小橋がかけてられていたようです。現在はその面影はありませんが、歩道上に石敷きで橋の位置が示されています。



雲居坂の名前の由来は定かではありませんが、当時ここにあった東大寺西大門（現在は石碑が残る）に掲げられていた額を「夜々龍まいさがり、此額をねぶりける。其時に此辺に雲うづまきしより雲井坂と名付しとかや」との伝説があるといえます。轟橋の由来も定かではありませんが、橋の下に流れる川の音がごうごうと鳴っていたこと、旅人の足音や荷車の音が響いていたことなどと考えられています。また、みどりい池の名は、当時ここから一の鳥居を望むことができたことから見鳥居池と名付けられたようです。

調べていくうちに、難所の雲居坂を超えるときに降ってきた雨、鳥居を眺めつつ轟橋を渡る旅人の様子といった、今では失われた景色が想像されてくるようになりました。近年では、佐保川のホテルも有志の方々の努力で戻りつつあるということで、改めて南都八景に目を向けてみるのも興味深いと思います。

最後に、雲居坂雨、轟橋旅人について詠まれた和歌をご紹介します。
村雨の晴れまにこえよ雲居坂三笠の山はほど近くとも（藤原為重）
うち渡る人めも絶えず行駒の踏むこそならせとろきのはし（藤原定継）

（参考／池田末則、2008、「奈良の地名由来辞典」、東京堂出版）

毎月第2木曜日は 行政書士による 無料相談会です

車を譲り受ける
ことに・・・
どんな手続きが必要？

身寄りがいないから、
将来が心配・・・

運送業を始めたい・・・
許可って！？
うちは許可とれるの！？

起業したい！
会社をつくるには・・・

遺産相続が
どうなるか心配・・・

外国人と結婚する
ことに・・・
日本に呼び寄せたい
んだけど・・・

離婚することに・・・
協議書をつくって
おきたいんだけど・・・

暮らしのご相談から、ビジネスのご相談まで
身近な街の法律家「行政書士」にお気軽にご相談ください

(第2木曜日が祝祭日の場合は行われません)

奈良県行政書士会

奈良県奈良市高天町 10-1

T.T.ビル 3 階 (近鉄奈良駅前)

TEL:0742-95-5400

【事前予約制】

事務局 (TEL:0742-95-5400) まで、
事前予約をお願いしております。
おおよそのご相談内容についても、
あわせてお伝え下さい。